

国民年金の高齢任意加入

受給資格期間が25年を満たしていない人や、25年以上あるが満額となる40年に満たず年金額を増やしたい人などが、60歳から65歳になる老齢基礎年金を増やすことが出来る任意加入制度があります。

また、昭和40年4月1日以前に生まれた人については、70歳になるまでの間、年金の受給資格期間を満たすまで、特例的に任意加入することができます。



●受給資格期間が不足している場合●

		60歳		63歳	
国民年金未納 5年	厚生年金加入 10年	国民年金未納 5年	国民年金納付 12年	任意加入 3年	
0年	+	10年	+	0年	+
		12年	+	3年	=
					25年

●65歳に達してもさらに受給資格期間が不足している場合●（昭和40年4月1日以前生まれの人）

		60歳		65歳		68歳	
国民年金納付 2年	厚生年金加入 10年	国民年金納付 5年	任意加入 5年	特例任意加入 3年			
2年	+	10年	+	5年	+	5年	+
		3年	=				
							25年

●60歳で受給資格を満たしているが満額の年金を受け取りたい場合●

		60歳		65歳		
国民年金納付 35年			任意加入 5年			
35年			+	5年		
					=	
						40年

国民年金の保険料は安心・便利な口座振替で



保険料を当月末の口座振替（早割）にすると **月々50円** のお得！

早割とは、当月分の保険料を当月末に口座振替することで月額50円の割引がされるものです。この早割制度をご利用いただくには『口座振替（当月末振替による早割）』の手続きが必要です

※これまで口座振替をされていた人でも、引落方法の変更には改めて手続きが必要です。

◎口座振替の利点は？

- ・保険料は指定した預金口座から毎月自動的に引き落とされますので、納め忘れがなくて安心です。
- ・手数料は一切かかりません。
- ・手間と時間が省けますので、お忙しい人にはとても便利です。

◎手続きは？

ご希望の金融機関・郵便局の窓口にて、金融期間届出印、預金通帳、保険料の納付書又は年金手帳をご持参して申し込んでください。



金融機関届出印の相違や口座氏名等により登録が遅れた場合は、希望された振替日にご注意！間に合わない場合がありますので、申込用紙にご記入の際は、届出印と口座氏名の確認をお願いいたします。